様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　　2025年　2月　14日  　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ふっけんぎじゅつこんさるたんと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社復建技術コンサルタント  （ふりがな） すがわら　としろう  （法人の場合）代表者の氏名 菅　原　　稔　郎  住　所　　　〒980-0012  宮城県仙台市青葉区錦町1丁目7番25号  法人番号　1370001010010  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社ホームページの会社情報  「社長挨拶」「DX推進基本方針」 |  | | 公表日 | 2024年2月9日(ホームページリニューアル)：「社長挨拶」  2025年2月13日(ホームページ更新)：「DX推進基本方針」 | 年　　月　　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：会社ホームページ  ・公表場所：  「社長挨拶」  https://www.fgc.jp/about\_top/greeting/  「DX推進基本方針」＞DX推進計画＞基本理念、基本方針  https://www.fgc.jp/about\_top/dx/ |  | | 記載内容抜粋 | ■抜粋する記載内容は下記の通り。  ―――  ○社長挨拶：  東日本大震災からまもなく13年が経過しますが、東北地方太平洋側ではいまだに余震への警戒が続く状態にあります。令和4年3月16日には、最大震度6強を記録する福島県沖地震が発生しました。福島県沖では、令和3年2月にも同規模の地震が発生しております。また、東北地方に限らず、国内では南海トラフ地震や首都直下型地震、中部圏・近畿圏直下地震、富士山の噴火等、広域に及ぶ桁違いの大災害がいつ起きてもおかしくない状況です。  さらに地震災害だけでなく、近年は各地で大型台風、局所的豪雨などの災害が頻発化・激甚化しており、まさに自然の脅威に晒されております。  このような中で当社は、中央大手コンサルタントに並ぶ技術の保有を目指し、確固たる「地域のホームドクター」として、安全・安心な地域、社会づくりに貢献することを使命とし、日々技術の研鑽とＤＸの推進に取り組んでおります。  東日本大震災の復興事業はほぼ収束しておりますが、この間に得た知見や技術・人材を、国内全体の防災・減災、国土強靭化に活かしていくため、現在、東北エリアに軸足を置きつつ、事業の広域展開を進めております。  社長就任時に、「全員経営」、「健康経営」、「コンプライアンス経営」の3つを経営の柱に掲げました。これらをキーワードに、社員一人ひとりが知恵を絞り、働き方を改革し、生産性を高めながら、より一層、企業文化、社風を良くして、当社の企業価値と社会貢献度を高めていく所存です。  ○DX推進基本方針＞DX推進計画＞基本理念：  ・人口減少、デジタル化の急速な進展、働き方の変容といった複雑な課題に対して、個人または組織全体としての動的かつ柔軟な対応を重視し、新しい技術や働き方を積極的に取り入れ、変化する市場や社会環境への迅速な適応を図る。  ・持続可能な成長のため、既往の業務領域に留まらず、新しい領域への挑戦を続ける。DXを推進し、社員一人ひとりが自己の専門性を深め、新技術への適応力を高めることで、企業が長期にわたって競争力を保ち続けるための基盤を築く。  ・DX推進は組織全体の課題であり、各社員が主体的に取り組むことが重要である。特定の個人に依存するのではなく、全員がDXに対する意識を持ち、それぞれの役割を果たす。  ○DX推進基本方針＞DX推進計画＞基本方針：  ①DXに対する意識改革  ・DXの価値と可能性を理解し、変化に積極的な姿勢を持つ。  ・長期的な視点を持ち、継続的な人材育成と企業体力の強化を目指す。  ②DXによる業務効率化  ・業務プロセスを合理化し、時間効率化やミス防止を図り、生産性を向上させる。  ・社内のコミュニケーションと情報共有、部門横断的な取り組みを促進し、会社全体で効率化を図る。  ③DXによる技術の高度化・事業領域拡大  ・短期的な成果に捉われず、長期的な視点で社員の知識とスキルをアップデートし、事業の競争力を強化する。  ・協業やパートナーシップを通じて、社外の知識と技術を統合し、自社の能力および事業領域の拡大を推進する  ――― |  | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ■当社は取締役会を設置しておりますが、取締役及び執行役員からなる執行役員会にて事業経営に関する決議を行っております。  ■公表媒体(ホームページ)に記載しているDX推進基本方針は、当社の『DX推進計画』の内容の一部を抜粋しております。『DX推進計画』は当社の経営方針をまとめた『長期ビジョン』を踏まえた内容となっており、また『長期ビジョン』および『DX推進計画』は、いずれも当社の執行役員会における承認を経て策定されております。 |  |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社ホームページの会社情報  「DX推進基本方針」 | | 公表日 | 2025年2月13日(ホームページ更新)：「DX推進基本方針」 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：会社ホームページ  ・公表場所：  「DX推進基本方針」＞DX推進計画＞基本方針  <https://www.fgc.jp/about_top/dx/> | | 記載内容抜粋 | ■抜粋する記載内容は下記の通り。  ―――  ○DX推進基本方針＞推進戦略（DX実行プラン）＞取組項目：  ①DXに対する意識改革  （1）共通理解の構築  （2）リーダーシップの強化  （3）オープンマインド文化の育成  ・社内の技術や取り組み事例の共有を促進し、情報の透明性を高める仕組みを構築・運用する。  ・デジタル変革への意識を醸成するため、DXの必要性や企業の将来像について、全社員が理解しやすい情報発信や体験機会等を提供する。  ・社内データを収集・整理し、自社の現状や未来の分析・評価に活用し、データに基づく組織変革の目標および方針を策定する。また、データドリブンな意思決定を通じて、マネジメント力とリーダーシップを高める。  ・小さな取り組みから素早く実践し、成功・失敗を問わず定期的に情報を共有する。  ②DXによる業務効率化  （4）業務プロセスの見直し  （5）テクノロジーの活用と推進  ・全社的な業務環境の利便性向上および業務プロセスの最適化を推進するため、社内システムの連携・刷新の検討等を進める。  ・単純業務を整理し、RPAや生成AIなどのデジタル技術を活用した業務効率化・省力化を全社的に推進する。また業務改善の成果を可視化しながら、取り組みを社内で共有する。  ・作業の効率化・省力化を通じて、業務の品質や付加価値の向上を目指す。  ③DXによる技術の高度化・事業領域拡大  （6）当社の事業領域拡大へ向けたスキルアップおよび取り組み体制の構築  （7）パートナーシップの強化  ・既存技術の学び直しと新技術の習得する機会を設け、デジタルスキルの向上を図る。また、研修制度や情報発信を強化し、DXの目的化を防ぎながら業務の高度化を推進する。  ・営業・広報活動の強化や学協会での取り組みを通じて、他企業や研究機関等との連携・協業を推進する。  ――― | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ■当社は取締役会を設置しておりますが、取締役及び執行役員からなる執行役員会にて事業経営に関する決議を行っております。  ■公表媒体(ホームページ)に記載しているDX推進基本方針は、当社の『DX推進計画』および『DX実行プラン第1期』の内容の一部を抜粋しております。『DX推進計画』および『DX実行プラン第1期』は当社の経営方針をまとめた『長期ビジョン』を踏まえた内容となっており、また『長期ビジョン』、『DX推進計画』、『DX実行プラン第1期』はいずれも当社の執行役員会における承認を経て策定されております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 会社ホームページの会社情報  「DX推進基本方針」 |  | | 記載内容抜粋 | ■抜粋する記載内容は下記の通り。  ―――  ○DX推進基本方針＞DX推進室の役割：  DX推進室では全社員の自発的な行動変容を促す施策を実行し、業務効率化と事業創出を推進します。主な役割は以下の通りです。  　・DX関連情報の収集整理（市場調査と社内展開）  　・業務効率化に即効性のあるDX関連技術開発の社内外調整、管理  　・各事業部ニーズの精査および方向性の検討  　・DX人材教育の企画検討および実施  ――― |  |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 会社ホームページの会社情報  「DX推進基本方針」 |  | | 記載内容抜粋 | ■抜粋する記載内容は下記の通り。  ―――  ○DX推進基本方針＞推進戦略（DX実行プラン）＞取組項目：  ①DXに対する意識改革  ・社内の技術や取り組み事例の共有を促進し、情報の透明性を高める仕組みを構築・運用する。  ・社内データを収集・整理し、自社の現状や未来の分析・評価に活用し、データに基づく組織変革の目標および方針を策定する。また、データドリブンな意思決定を通じて、マネジメント力とリーダーシップを高める。  ②DXによる業務効率化  ・全社的な業務環境の利便性向上および業務プロセスの最適化を推進するため、社内システムの連携・刷新の検討等を進める。  ・単純業務を整理し、RPAや生成AIなどのデジタル技術を活用した業務効率化・省力化を全社的に推進する。また業務改善の成果を可視化しながら、取り組みを社内で共有する。  ―――  ■上記の取り組みに際し、環境整備として次の方策を検討する。  ・部署を横断し、社員一人一人が情報を受発信できる社内ホームページの設計・構築  ・既存の社内システムおよびデータベースの連携、社内システムの刷新  ・AIの導入（既存サービスの導入、AIを組み込んだツールの開発） |  |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社ホームページの会社情報  「DX推進基本方針」 |  | | 公表日 | 2025年2月13日「DX推進基本方針」(ホームページ更新) | 年　　月　　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：会社ホームページ  ・公表場所：  「DX推進基本方針」＞DX推進計画＞DX戦略の達成度を測る指標  https://www.fgc.jp/about\_top/dx/ |  | | 記載内容抜粋 | ■達成目標は、次のように定めています。抜粋する記載内容は下記の通り。  ―――  ○DX推進基本方針＞DX戦略の達成度を測る指標：  ①社員のDXに対する意識や理解度、取り組み姿勢を指標とする。毎年意識調査を行い、経年変化等を定性的に評価する。  ②ICTを活用した業務プロセスの見直しや新たなデジタルツールの導入等、生産性の向上に資する取り組みの件数や総労働時間の削減率等を指標とする。  ③DXに関する教育の実施件数、他企業や研究機関等との連携・協業による研究や開発の取り組みの件数を指標とする。  ――― |  |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 発信日 | 2025年2月13日　ホームページ更新 | 年　　月　　日 | | 発信方法 | ・公表方法：会社ホームページ  ・公表場所：  「DX推進基本方針」＞はじめに  https://www.fgc.jp/about\_top/dx/ |  | | 発信内容 | ■抜粋する記載内容は下記の通り。  ―――  ○DX推進基本方針＞はじめに：  様々な環境の変化のなかにあっても、『地域のホームドクター』として確かな技術力を持ち、安全・安心な地域、社会づくりに貢献することが、わが社の使命です。組織として機動力を持ちながら柔軟に対応していくことはもちろん、持続的な成長に向けて新技術や新事業に積極的に挑戦し、自社の技術としていくことが求められております。  　当社では、社内におけるデジタル技術（インフラ維持管理におけるAI・3Dスキャナ・UAV等の活用、BIM/CIMの推進、AIを活用した点検・診断システムの開発、RPAによる作業の効率化）の広範化、高度化のほか、大学との共同研究などを通じて、具体的な取り組みを進めています。  　また、業務の効率化と新たな価値創造に向けて、デジタル技術の知識やスキルを習得する育成プログラムの整備など、DXの推進力となる人材育成にも注力しているところです。  　DXの推進で最も重要なことは会社全体で取り組むことであり、今後も会社全体でDXによる業務効率化と事業創出を推進してまいります。  ――― |  |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　12月頃　～　2024年　9月頃 | 年　　月頃　～　　　年　　月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施し、自己診断結果を提出 |  |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 実施時期 | ・2008年11月にISMSマニュアル制定（2013年11月に統合IMSマニュアルとして制定）し、以後、定期的に実施 | 年　　月頃　～　　　年　　月頃 | | 実施内容 | ■サイバーセキュリティに関する対応  ・「情報資産管理規定【従業員用】」において、セキュリティインシデントの種類と対応方法を規程し明文化。  ・全利用端末およびサーバーにウィルス対策ソフトを導入。  ・インターネット接続点、拠点間通信、メールサーバーは通信業者(IIJ)のサービスを利用し、UTMによる保護や侵入検知による攻撃防御等が実施されている事を確認。  ・情報セキュリティに関する教育を入社時と年1度のセキュリティeラーニングによって実施。  ■情報処理安全確保支援士  ・1名在籍  ■内部監査  ・目的：2023年度の定期内部監査は以下の事項について監査した。  (1)基幹プロセスの監視（目標管理）  (2)成果品実現プロセスの監視  (3)共通管理の監視  (4)アセットマネジメントシステムの運用監視  (5)ＷＬＢ進捗状況の監視  ・基準：JIS Q 27001:2022  ・実施日：2023年11月6日～11月20日  ■外部監査（年1回実施）  ・目的：2024年度の定期外部監査は以下の事項について監査した。  (1)審査基準への適合の決定  (2)法規制及び契約上の要求事項を満たすことについてのマネジメントシステムの能力の確定  (3)目的を継続して満たすことを確実にするためのマネジメントシステムの有効性の確定（ISMSの場合は、管理策の実施確認を含める）  (4)該当する場合、マネジメントシステムの潜在的な改善の領域の特定  ・基準：JIS Q 27001:2023(ISO/IEC 27001:2022)  ・実施日：2024年6月10日～6月12日 |  |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。